

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第58号	
事故等種類	衝突（防波堤）	
発生日時	平成22年3月2日 10時30分ごろ	
発生場所	石川県珠洲市蛸島漁港 蛸島港西防波堤灯台から真方位127° 130m 付近 (概位 北緯37° 26.3′ 東経137° 18.3′)	
事故等調査の経過	平成22年4月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第二蛸島丸、297トン	
船舶番号、船舶所有者等	127592、濱田漁業株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	船尾外板に凹損	
事故等の経過	<p>本船は、平成22年3月2日、蛸島漁港において離岸作業中、主機のクラッチの操縦ハンドルを「後進」から「中立」にしようとしたが、切り替わらなかったことから、主機を緊急停止させるとともに、緊急投錨の措置をとったが、同日10時30分ごろ、微速力後進の状態、船尾が防波堤とほぼ直角の角度で衝突した。</p> <p>その後、本船は、自力で造船所に赴き、入渠して主機クラッチ操縦系統の整備及び船尾の凹損部を修理した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	<p>防波堤は、離岸した岸壁からほぼ真南約260mの場所にあり、その長さは東西約320mであった。</p> <p>本船は、主機クラッチのリモコンが空気式であり、離岸したのち事故直前の2回のクラッチ操作では異常なかった。</p> <p>本船は、事故後、岸壁に接岸してクラッチのテスト操作を行ったところ、意図する動作が行えない場合があった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、蛸島漁港において離岸作業中、主機のクラッチが操縦不能となり、後進を続けて防波堤に沿って衝突したものと考えられる。</p> <p>主機のクラッチは、空気式リモコン系統にある電磁弁が、電磁コイルの劣化や空気系統の不純物の付着により適正に作動しなかったことにより操縦不能となった可能性があると考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、蛸島漁港において離岸作業中、主機のクラッチが操縦不能となったため、後進を続けて防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	--